

【論文】

仮名文書の資料性

— 〈仮名主体文書〉の接続表現と文体—

辛 島 美 絵

1. はじめに

本稿は、日本語史資料としての鎌倉時代の仮名文書^{注1}研究の一環であり、鎌倉時代の譲状において譲与文言を記載する際の定型的表現^{注2}（以下、当該定型と称す）から仮名文書の資料性を考察するものである。

当該定型は譲状に広く用いられるものだが、漢字専用文書と仮名文書とで文章に差があり、仮名文書のなかでも仮名が多い文書と少ない文書とで差がある。そこで、辛島美絵（2021a）では仮名文書における当該定型の文章構成上の特色について報告した。次いで、辛島美絵（2023）では当該定型の接続表現^{注3}をもとに仮名文書と漢字専用文書の相違について報告し、〈仮名主体文書〉^{注4}は後半期^{注5}において、文書数、当該定型使用率、当該定型の接続表現の異なり数が増大し、〈仮名主体文書〉でのみ用いられる当該定型の接続表現の種類も多くなることを述べた。これを踏まえ、〈仮名主体文書〉で当該定型として一般的ではない接続表現が選択されるようになった理由、ならびに、接続表現の選択と譲状全体の文章との関わりを検証するために、〈仮名主体文書〉でのみ用いられる当該定型の接続表現「～を」^{注6}について、これを使用する文書の文体的特色を報告した。

〈仮名主体文書〉にのみ用いられる当該定型の接続表現には「～を」の他にも「～ども」「～ほどに」「～が」「それを」「～について」「しかるうへは」「しかるによりて」がある。当該定型に限らず、古文書全体の文章の接続表現を見た場合には、「～を」「～ども」「～ほどに」「～が」は書状に偏って使用される傾向があり、「それを」「～について」「しかるうへは」「しかるによりて」は総じて用例が少ない。本稿ではこれらを当該定型の接続表現として使用する〈仮名主体文書〉の文体的特色について報告する。

2. 用例が見られる〈仮名主体文書〉

本節では、当該定型の接続表現に「～ども」「～ほどに」「～が」「それを」「～について」「し
かるうえは」「しかるによりて」を使用する〈仮名主体文書〉について、原本の写真^{注7}に拠っ
て各文書の本文を示し、検証する。当該定型部分には下線を付し、当該定型の接続表現は【 】
で示す。

2.1 当該定型の接続表現に「～ども」を用いる文書

①やはたの宮の御りやうやまとのくにそのいけの庄ハ、たい〜つたへて、ちきやうし候
へ【とも】、神りやうにて候へハ、しさいありて、やハたの権別當法印りやうせいに、ゆ
つりまいらせ候ぬ。さらにた人のさまたけ候ましく候。たい〜のてつきもんしよとも
ハ、とりとゝのへて、わたしまいらせ候へし。

弘安五年二月十日

(花押)

〈弘安5（1282）年2月10日 某女院讓状 早稲田大学所蔵文書 14562号^{注8}〉

当該定型の由緒を述べる部分は「やはたの宮の御りやうやまとのくにそのいけの庄ハ、たい
〜つたへて、ちきやうし候へ」であり、讓与を明示する部分は「神りやうにて候へハ、し
さいありて、やハたの権別當法印りやうせいに、ゆつりまいらせ候ぬ。」である。

差出人は某女院で、讓状は、代々伝領・知行してきた大和国の「そのいけの庄」を石清水八
幡宮権別當法印良清に讓るという内容である。^{注9}

「～ども」は、仮名文書に用例が多く、^{注10}中でも書状に多い。^{注11}讓状にも用例はあるが、書状
ほどには用いられず、当該定型の接続助詞として使用されたのは次掲の②とあわせて2例の
みである。本文中には、他の接続表現として「～て」「～ば」があるが、これは多くの古文書
で使用される。

全文は散らし書きで表記され、^{注12}候文^{注13}で記されている。讓状で通常記される書き出しの事
書き（「讓与……事。」等の形式の本文の趣旨を示す文言）はない。書き止めは「たい〜のて
つきもんしよともハ、とりとゝのへて、わたしまいらせ候へし。」とし、以下の用例②③⑤～
⑧のような形式的な書き止めの文言は用いていない。

一方、讓渡の理由を「しさいあり」とするのは形式的な理由の記載方法であり、漢字専用文
書の讓状で多用される表現である。^{注14}「さらにた人のさまたけ候ましく候」も、妨害を阻止す
るための讓状の定型的表現（漢字専用文書では「更不可有他妨」等）である。

②つのくにこむしん寺ハ、ちうたい御さうてんの御りやうたるあひた、きをん□ひたりの大
さと年ころさたに御つかひ候つれ【とも】、かのやしろ御けいしんの御心さしあさからさ
るうゑ、をんゆめのつけあるによりて、きをんのやをとめまつゝる女にゆつりわたさるゝ
所なり。たい〜御したむにして御いのりを申さるゝうゑハ、しゝそむ〜、さうてん
ちきやうをいたし□、御きたうのちうおいさるへし。した□□おんてつきせうもんハ、き
たむきの御か□□あつけまいらせられて候へハ、とりよせてまいらせ候へく候。さらにい
らんわつらひあるへからす。よて御きしんしやう、くたんのことし。

けんかう二ねん六月三日

あましやう（花押）

〈元亨2（1322）年6月3日 尼しやう讓状案 祇園社記神領部七 28053号〉

本文は本文書の原本と思われる京都大学所蔵「祇園社文書」の写真^{註15}に拠った。

当該定型の由緒を述べる部分は「つのくにこむしん寺ハ、ちうたい御さうてんの御りやうたるあひた、きをんのひたりの大さと年ころさたに御つかひ候つれ」であり、譲与を明示する部分は「かのやしろ御けいしんの御心さしあさからさるうゑ、をんゆめのつけあるによりて、きをんのやをとめまつゝる女にゆつりわたさるゝ所なり。」である。

差出人の尼しやうは「萱禪尼（萱殿）」と呼ばれる貴族の女性（大臣の娘）で、^{註16} 讓状は摂津の金心寺庄（兵庫県三田市）を祇園社八乙女松鶴女（祇園感神院巫女）に譲るという内容である。

本文中には、他の接続表現として「よて」「〜あいだ」「〜うえ」「〜うえは」「〜て」「〜によりて」「〜ば」があるが、いずれも多く古文書で使用される。

全文は候文であり、書き出しの事書きはない。書き止めは「よて御きしんしやう、くたんのことし」である。「…状、如件」というのは書き止めの形式的文言であり、「…状」の部分には文書の別が記される場合が多い。讓状の場合は後掲の⑥⑧の書き止めのように「讓状」とする例が多いが、本文書では「きしんしやう（寄進状）」とする。「さらにいらんわつらひあるへからす」は①と同様、妨害を阻止するための讓状の定型的表現である。

2.2 当該定型の接続表現に「〜ほどに」を用いる文書

③わかさの國なたの庄のうち、知見村ハ、こ少將殿にゆつりまいらせて候しかとも、さき
たゝせ給さふらひしかハ、ちからおよひ候はす。それにかはり候へき御事にても候ハぬう
へ、た人などのもち候へき所にてもさふらハす。わか物なから、なにかとし候へきにても
さふらハぬ【ほとに】、入道殿ニ申あハせまいらせ候て、かはらす又ゆつりまいらせ候。

をんなの身にて候へハ、人のとかく申候はんによりて、心よハきやうなることもこそ候へ
とて、かさねてかやうに申おき候也。もんそともハ、よるもおそろしく候ほどに、かすか
 まちに候くらにあつけおきて候。たうしよりも、やかてまいらせおきさふらふへきに
 候へとも、一このほとハ、たしかなる所にて候へハとおもひて、あつけて候なり。御心え
 候て、のちにハめされ候へく候。しやうむ以下いし〜の事も、一このほとハ、こゝろ
 にまかせて、さたしさふらふへく候。後のせうもんのために、かやうにこまか□□□□り。
 あなかしく。

正をう五年正月廿日

判

とうたうみのし、う殿へ

〈正応5（1292）年正月20日 典侍局讓状案 山城大徳寺文書 17802号〉

当該定型の由緒を述べる部分は「わかさの國なたの庄のうち、知見村ハ、こ少将殿にゆつり
 まいらせて候しかとも、さきたゝせ給さふらひしかハ、ちからおよひ候ハす。それにかはり候
 へき御事にても候ハぬうへ、た人などのもち候へき所にてもさふらハす。わか物なから、なに
 かとし候へきにてもさふらハぬ」であり、讓与を明示する部分は「入道殿ニ申あハせまいらせ
 候て、かはらす又ゆつりまいらせ候。」である。

差出人の典侍局（別当典侍）は藤原実忠の孫であり、本文書は、祖父実忠から相続した若狭
 国名田庄（福井県南西部）の知見村を藤原実綱に讓る内容である。当該定型中には、もとは「少
 将殿」（彼女の従兄弟の藤原公員）に讓渡していたが先に死亡したので、あらためて公員の子
 である実綱に讓るとい事情も記されている。^{注17}

「〜ほどに」も①②の「〜ども」と同じく、古文書では仮名文書の書状に用例が多い。^{注18} 讓
 状にも用例はあるが、書状ほどには用いられず、当該定型の接続表現として用いられたのはこ
 の例のみである。

本文中には、他の接続表現として「〜うえ」「〜て」「〜ども」「〜ながら」「〜によりて」「〜
 ば」がある。「〜ども」は前述のように書状に多く、他は多くの古文書で使用される。なお、「〜
 ほどに」は波線部でも使用されている。

全文は候文であり、二重線部には「こそ」の係り結びが用いられている。^{注19} 書き出しの事書
 きはない。書き止めは「あなかしく」^{注20}という書状の書き止めの文言を使用しているが、その
 直前の「後のせうもんのために」は、讓状や証文の書き止めの文言の中で多く使用される表現
 （漢字専用文書では「仍為後日、讓状如件」など）で、後掲の用例④⑦⑧にも見られる。末尾
 に宛所「とうたうみのし、う殿へ」の記載があるのは書札の様式である。^{注21}

2.3 当該定型の接続表現に「～が」を用いる文書

④やまとのくにたかとの、しやうハ、むろまぢの女院よりゆつりたまはりたるところにて候
 すん【か】、一この、ちハ、れんしむ房ニ、ゆつりまいらす。もとよりあつかり所しきに
 をきてハ、しさいなく候。はんにやしへ申をきて候、こ御所の御ほたいの事、たいてん
 なく、こうきやうせられ候へく候。のちのために、こ御所の御ゆつりふみを、まいらせ候。

正あん五ねん 九月 日 (花押)

〈(正安5(1303)年)9月 日 陽徳門院(瑛子内親王)讓状 五島美術館所蔵文書
 21303号^{注22)}〉

当該定型の由緒を述べる部分は「やまとのくにたかとの、しやうハ、むろまぢの女院よりゆつりたまはりたるところにて候すん」であり、譲与を明示する部分「一この、ちハ、れんしむ房に、ゆつりまいらす。」である。差出人は後深草天皇皇女の陽徳門院である。本文書は室町院(後堀河天皇皇女)から相続した大和国の高殿庄(奈良県橿原市)を「れんしむ房」に譲る内容である。^{注23)}

「～が」は古文書では仮名文書の書状を中心に用例が見られるが、^{注24)}讓状の当該定型の接続表現として用いられたのはこの例のみである。

全文は候文であり、散らし書きで記されている。書き出しの事書きはなく、書き止めは「のちのために、こ御所の御ゆつりふみを、まいらせ候。」で、①と同様に形式的な書き止めの文言は用いていない。ただし「のちのために」は③で述べたように讓状ほかの証文の書き止めに多用される表現である。波線部の「しさい(子細)なく」「たいてん(退転)なく」は、問題や停滞がないさまを示す際に用いられる表現で、漢字専用文書を中心に様々な古文書で使用される。

2.4 用例①～④の〈仮名主体文書〉の特色

以上の4通は、当該定型の接続表現として主に書状で使用される助詞を用いる讓状であるが、上述の文章全文についての事項を〈書状に多く使用されるもの〉と〈讓状等の証文類で使用されるもの〉と、書状や証文ほか下達文書、上申文書、神仏に奉る文書等の〈様々な古文書で使用されるもの〉とに分けて示すと、【別表1】の①～④欄のようになる。

これをみると①～④の文書は文章全体においても共通点が多いことが分かる。まずは、書状の表現が多い。いずれの文書も候文で記される。本文中に書状に多い接続助詞を用いたり、係り結びを用いたり、散らし書きで表記したり、書き止めに「あなかしく」を用いたり、宛所を記載したりと、書状の表現や形式が各文書で使用されている。次に、漢字専用文書に見られる

証文や譲状の定型的表現を複数使用する点でも共通する。さらに差出人が女院、宮廷女房などの貴族女性であり、鎌倉時代の後半期の作成である点も同じである。

辛島美絵（2023）では、「～を」を使う文書6通の文章について

- (1) 全文は候文で記される。
- (2) 漢字専用の譲状の表現も使用する。
- (3) 書出しに事書きがなく、書止めも「あなかしく」という書状の文言を使用する文書のほうが多い。
- (4) 文構成上の不整備は看取されない。
- (5) 差出人は女性で、身分が分かる限りでは皇女や宮廷女房などの貴族である。
- (6) 鎌倉時代後半期に作成されたものが多い。

と述べたが、上記の①～④の文書もこれとまったく同様である。

すなわち、当該定型の接続表現に書状に多い「～を」「～ども」「～ほどに」「～が」を用いる仮名主体の譲状は、いずれも同様の文章上の特色を有し、〈教養層の女性貴族により、譲状ほか古文書に一般的な表現と、書状の表現とをうまく混ぜた文章で、主に鎌倉時代後半期に作成された〉ものと捉えることができる。

2.5 当該定型の接続表現に接続詞「それを」を用いる文書

⑤とをたうみのくに、しとろのさうのうち、ゆひのかうは、さうてんのところなるによて、
こくないきやうのとのよりゆつりたまはりたるところなり。【それを】まこなからこたい
ふにうたうをちやくしにたてゝ、くたんのところをはゆつりわたすへきよしを、やくそく
したりしかとも、いふかひなくうせられしゆいこんに、このさうをはわかたふへきよし、
いはれしによりて、ふちわらのありやさに、ほんけんをあひくして、とし八さいのとし、
ゆつりおはりぬ。たのさまたけあるへからす。さて上せんはうの御ことをも、わかゝさた
にていとをしく、よくさたすへし。又このにうたうにハ、ひとへにわかうみおとさせたる
ことおもふへしと、よく〜いひおきたるなり。そのこゝろしておやとたのみて、をさ
なからんほとは、けんをもあつけ、あつかりそしきにお□ひてはさまたけあるへからす。
あなかしく〜。

せうけん三年二月六日 在判

〈承元3（1209）年2月6日 某譲状 東大寺図書館所蔵唯識論第五卷抄裏文書 1776号^{註25}〉

当該定型の由緒を述べる部分は「とをたうみのくに、しとろのさうのうち、ゆひのかうは、さうてんのところなるによて、こくないきやうのとのよりゆつりたまはりたるところなり。」

であり、譲与を明示する部分は「まこなからこたいふにうたうをちやくしにたてゝ、くたんのところをはゆつりわたすへきよしを、やくそくしたりしかとも、いふかひなくうせられしゆいこんに、このさうをはわかたふへきよし、いはれしによりて、ふちわらのありやさに、ほんけんをあひくして、とし八さいのとし、ゆつりおはりぬ。」である。

本文書は東大寺図書館蔵の宗性筆「唯識論第五卷問答抄」に裏文書として伝来した譲状案である。差出人は質侶庄（静岡県榛原郡金谷町と島田市）預所の宮内卿藤原永範の嫡女である尼蓮生である。^{注26} 譲状は、永範から相続した湯日郷（現、島田市）を宗性（有夜叉）に譲るというもので、孫の宮内大輔藤原隆兼を嫡子に立てて譲り渡すことになっていたが死亡したため、隆兼の遺言にしたがって、隆兼の遺児の有夜叉に譲る旨が記されている。

「それを」は、譲状の当該定型の接続表現としては他に例が無く、古文書全体でも接続詞として使用した例は稀である。^{注27} 本文中には、他の接続表現として「さて」「～ども」「また」「～て」「～によりて（～によて）」がある。「さて」^{注28} 「～ども」は書状に多く、残りは多くの古文書で使用される。

書き出しの事書きはなく、書き止めは③と同じく「あなかしく」である。①②と同様に妨害を阻止するための譲状の定型的表現「たのさまたけあるへからず」が用いられている。「候」は用いられていない。

以上の事項を【別表1】の⑤の欄に示すと、⑤も①～④と多くの共通点をもつことが分かる。ただし、当該定型の接続表現が書状ほか古文書全体でも稀である点、「候」が用いられていない点、前半期の作成である点が①～④とは異なる。

【別表1】

番号	性別	身分	時期	主に書状で使用される					讃状等の証書類で 使用される	様々な古文書で 使用される		古文書全体 でも少ない
				当該定型の 接続表現	本文中の 接続表現	候文	形式的な 書き止め	その他	定型表現	本文中の 接続表現	定型表現	当該定型の 接続表現
①	女	女院	後期	「～ども」		候文		散らし書き	当該定型の他に 「さらにた人のさ またけ候ましく 候」 「しさいあり（譲 渡理由として）」	「～て」 「～ば」		
②	女	大臣 の娘	後期	「～ども」		候文			当該定型の他に 「さらにいらんわ つらひあるへか らす候」	「よて」 「～あいだ」 「～うえ」 「～うえは」 「～て」 「～によりて」 「～ば」	書き止めに 「よて…し やう、くた んのこと し」	
③	女	别当 典侍 局	後期	「～ほどに」	「～ほどに」 「～ども」	候文	「あなか しく」	係り結び 宛所の記載	当該定型の他に 「後のせうもの ために」	「～うえ」 「～て」 「～ながら」 「～によりて」 「～ば」		
④	女	女院	後期	「～が」		候文		散らし書き	当該定型の他に 「のちのために」		「しさいな く」 「たいてん なく」	
⑤	女	貴族 の娘	前期		「さて」 「～ども」		「あなか しく」		当該定型の他に 「たのさまたけあ るへからす」	「また」 「～て」 「～によりて」		「それを」

2.6 当該定型の接続表現に「～について」を用いる文書

⑥おうす よミちちきやうすたるへき

ところ～の事

みきくたんのところ～ハ、きよまさ日ねんさうてんのところたる【について】、八らう
に、ゑいたいをかきて、ゆつりわたすものなり。

一 そたういその・同にしその・同かうのた□。

一 へくりのむらすいてんひわたした・同しんかいてん。おてみたきやうゑのゆつりしや
うこれあり。

一 しんにうてんのうちさんまてん三たんはん。おかわのみのうちくまさき二ほけきや
うてん四たんにこれをさうはく。はんおハ、ほけきやうのくれうまいにあておはん。これ

ハたいミやうしようしんの御ハウの□□□ちにこめたるなり。

一 はたけた二たん、太□□□てよりこれをうけとる。

一 さけわのむらのうりけ□□□ちかあきら

ちくのくにくろきのうち、いまむらた五たん、同けうやうしのうち、すいてん五たん、ゆつるへきむね申されしほとに、ちうひやうきう□なりて、みせうふんたり。は、のゆいこんをたかゑすとらするものなり。た、し、お、ものあふらてぬらゐそのら、よこかわのねうハウのてよりして、きよまさかいとりおはん。八らうかは、のしよそんと申、日ねん同書するよて、かのお、ものてんち同所をハ、しそく八らうニゆつりわたすところなり。又よこかわのねうハウのむすめひめわかこせんに、せん日ゆつりたふしやうをあいそゑたるなり。□□□やうそむきいらんおいたさんものにおいてハ、しんしてきたいのかをうたへ申へきなり。せん日いや九らう・同によしとんにゆつるところ、しさい□□あるあいた、くりかへすところなり。そのしさいおハ、一しにかきをくへきなり。よてし、そん、ちきすへきゆつりしやう、くたんのことし。

けんこう三ねん十一月四日

たけへのきよまさいまハ 日ねん（花押）

〈元弘3（1333）年11月4日 日念建部清政譲状 市来政香蔵文書 32660号〉

本文書は鹿児島大学図書館所蔵市来文書に原本があり、翻刻はその写真による。^{注29}

当該定型の由緒を述べる部分は「みきくたんのところ、ハ、きよまさ日ねんさうてんのところたる」であり、譲与を明示する部分は「八らうに、ゑいたいをかきて、ゆつりわたすものなり。」である。

差出人の建部清政^{注30}は、禰寝院（鹿児島県肝属郡西半部・鹿屋市南部）南俣の地頭郡司の禰寝氏（建部氏）一族であり、当時勢力を増していた在地の領主である。譲状は、所領の禰寝院北俣・南俣内の土地を子息の八郎（建部清光）に譲る内容で、譲渡対象の土地の目録が箇条書きで記されている。

当該定型の接続表現に「～について（～につきて）」を用いる例は他になく、古文書全体でも接続助詞の用法は一般的ではない。多くは体言に接続し、本例のように連体形に接続して〈～ので〉の意味とも見られる例はわずかである。

本文中には、他の接続表現として「ただし」「また」「よて」「～あいだ」「～て」「～によりて（よて）」「～ほどに」がある。「～ほどに」は前述のように書状に多く、残りは多くの古文書で使用される。

書き出しの事書き「おうす よミちちきやうすたるへきところ〜の事」があり、書き止めは「よてし、そん〜まで、ちきすへきゆつりしやう、くたんのことし。」で、前掲②と同様の形式（漢字専用文書では「仍…譲状如件」）である。「候」は用いられない。

「□□□やうそむきいらんおいたさんものにおいてハ、しんしてきたいのとかをうたへ申へきなり」は①②⑤と同様、妨害を阻止するための譲状の定型的表現^{注31}である。

なお、本文書は通常の表記とは異なる箇所が多い。二重線を付した部分は、通常は以下の括弧内のように書くべきところである。

「ちきやうすたるへき」「ちきすへき」（通常は「ちきやうすへき」^{注32}）

「さんまてん」（通常は「さんまいてん」^{注33}）

「ちくのくに」（通常は「ちくこのくに」^{注34}）

「同書するよて」（通常は「同書するによて」^{注35}）

2.7 当該定型の接続表現に「しかるうえは」を用いる文書

⑦あふみの國かうかのこうりかしわきのみくりやの内山

合

ひかしおかきる、たかつかの水おち

みなみおかきる、のはたけくわうやともに

四至傍示 きたおかきる、みねみちほりこしより

上下さかう、あさ國のてんしんの□□おみとおす

右、件山林くわうやとうわ、橘権守以来、ちきやうの處なり。【しかる上ハ】、ちやくし弁はうに、ゑいたいおかきりて、ゆつりあたうる處、しつしやうめいはくなり。ししそん〜において、たのさまたけあるへからさる物なり。仍後日きけい證文状如件。

ゑんけい二ねん三月十一日 しんくわう（花押）

為後證、 田所代（花押）

〈延慶2（1309）年3月11日 しんくわう所領譲状 神宮文庫蔵山中文書 23628号〉

本文書は原本の表記は未確認であり、本文は東京大学史料編纂所所蔵の影写本^{注36}の写真に拠る。

当該定型の由緒を述べる部分は「右、件山林くわうやとうわ、橘権守以来、ちきやうの處なり。」であり、譲与を明示する部分は「ちやくし弁はうに、ゑいたいおかきりて、ゆつりあたうる處、しつしやうめいはくなり。」である。

差出人の「しんくわう」（心光、橘秀俊の法名）は、御家人で近江国甲賀郡山中（滋賀県甲賀市）地頭であった山中氏の一族である。^{註37} 譲状は、同郡の柏木御厨（水口町西部）の山林を嫡子「弁はう」（山中道俊）に譲るという内容である。

当該定型の接続表現に「しかるうえは」を用いる例は他にない。古文書全体では漢字専用文書を中心に用例が見えるが、多用される接続表現ではない。^{註38} 当該定型の接続表現として最も用例の多い「しかるを」類^{註39}を意識して使用したものかもしれない。

本文中の他の接続表現には「仍（よて）」「～て」があるが、これは多くの古文書で用いられる。書き出しの事書きはないが、最初に所在地が四至（東西南北の境界）の簡条書きで記載されている。^{註40} 書き止めは「仍後日きけい證文状如件」で、前掲②⑥と同様の形式である。「候」は用いられていない。

波線部「しつしやうめいはくなり」の「明白也」は間違いなことをいう際に使用される古文書の定型的表現である。^{註41} 「ししそん〜において、たのさまだけあるへからさる物なり」は①②⑤⑥と同様、妨害を阻止するための譲状の定型的表現である。

2.8 当該定型の接続表現に「しかるによりて」を用いる文書

⑧一 神事仏事の御くうし事。をちきたりといふとも、この田さいけとんににハかくへからす。かうふんにこのさいけとんのくうしをハ、しいれらるへし。このさいけとんハ、一ふんもよけす、女ハういちこの、ちハ、ねをい御せんにゆつらせ給へし。よの人にハゆつらせ給へからす。この所ハ、時成かちうたいさうてんのそりやうなり。【しかるによりて】、御くうし事とんをさためをハリぬ。かミくたんの事とん、てう〜一ふんもそむかんことも・まこ・ひこ、し、そん〜にをきてハ、おや・おほちのめいをそんく物にて、ふけふの人たるへし。時成かあとをちきやうすへからす。かミの御はからひとして、た人のりやうたるへし。仍のちのせうものために、ゆつりしやう如件。

建治二年^ねの十月一日 源時成（花押）

（建治2（1276）年10月1日 鳥山時成田地譲状 上野長楽寺文書 12510号^{註42}）

本文書は、波線部「このさいけとんハ、一ふんもよけす、女ハういちこの、ちハ、ねをい御せんにゆつらせ給へし。」で所領を譲与することを述べ、その後にあらためて当該定型を用いている。当該定型の由緒を述べる部分は「この所ハ、時成かちうたいさうてんのそりやうなり。」であり、譲与を明示する部分は「御くうし事とんをさためをハリぬ。」である。譲与を明示する部分に「譲る」ではなく「さためをハリぬ」を用いて決定する旨を述べる点、通常の型の使い方とやや異なる。

差出人の鳥山時成は上野国新田氏の一族で、上野国新田荘鳥山（群馬県太田市）に住する武士である。^{注43} 譲状は、代々相伝の所領を妻に譲るが、妻の死後は「ねをい御前」に譲るという内容である。

「しかるによりて」は、譲状の当該定型の接続表現として使用された例は他に無く、古文書全体でも接続詞として使用された例は稀である。^{注44} これも⑦同様、当該定型の接続表現として最も用例の多い「しかるを」類を意識して使用したものかもしれない。本文中には、他の接続表現として「仍（よて）」「～て」「～とも」がある。「～とも」は用例数は多くはないが様々な古文書で使用される。^{注45}

本文書は前部欠損^{注46}のため全体の書き出しは不明だが、本条項の最初には「一 神事仏事の御くうし事」のごとく事書きで本文の趣旨が記されている。書き止めは「仍のちのせうものために、ゆつりしやう如件」で②⑥⑦と同様の形式である。「候」は用いられていない。

「かみくたんの事とん、てう〜一ふんもそむかんことも・まこ・ひこ、し・そん〜にきてハ、おや・おほちのめいをそんく物にて、ふけふの人たるへし。」は①②⑤⑥⑦と同様、妨害を阻止するための定型的表現である。

2.9 用例⑥～⑧の〈仮名主体文書〉の特色

⑥～⑧の文書の本文についての事項を、【別表1】と同じ要領で【別表2】に示した。すると、⑥～⑧の文書は以下の点で共通することがわかる。

- (1) 当該定型の接続表現は、古文書全体でも用例が稀少である。
- (2) 候文ではない。
- (3) 譲状ほか証書類で使用される表現（書き出しの事書きや四指榜示、目録の簡条書き、書き止めの形式、定型表現）が多用される。
- (4) 書状の表現は少ない。
- (5) 文構成上の不整備は看取されないが、⑥には通常とは異なる表記が多い。
- (6) 差出人はすべて男性であり、地方に住する武士や地頭の一族である。
- (7) 鎌倉時代後半期に作成されている。

これらは2.4で述べた①～④の文書の特色とは対照的である。(1)の当該定型の接続表現の独自性と(2)の「候」の不使用、(6)の差出人の性別・身分については①～④と全く異なる。(3)の譲状の表現は①～④より多用され、(4)の書状の表現は逆に少ない。(5)の文構成上の不整備がない点と(7)の作成時期は①～④と同じだが、表記面では①と④では技巧的な散らし書きがされるのに対し、⑥には通常とは異なる表記がされるなど逆の傾向が見られる

文書もある。

①～④と対比すると、⑥～⑧は〈在地の武士層の男性により、漢字専用の譲状ほか古文書に一般的な表現を用いて、主に鎌倉時代後半期に作成された文章〉だと捉えられるが、〈当該定型の接続表現の独自性〉や〈通常とは異なる表記方法〉〈当該定型の通常とはやや異なる用い方〉などに、典型的な譲状や証文の文章とは異なる部分が認められる。

【別表2】

番号	性別	身分	時期	主に書状で 使用される	譲状ほか証書類で使用される			様々な古文書 で使用される	古文書全体 でも少ない	その他
				本文中の 接続表現	事書や箇条書き	形式的な書き止め	定型表現	本文中の接続表現	当該定型の 接続表現	
⑥	男	在地の 地頭一族	後期	～ほどに	「おうす□□□ よミちちきや うすたるへき ところ～の 事」、目録の箇 条書き	「よてし、そん ～まで、ち きすへきゆつ りしやう、く たんのことし」	当該定型の他に 「□□□やうそむ きいらんおいた さんものにおい てハ、しんして きたいのとかを うたへ申へきな り」	「ただし」「ま た」「よて」「～ あいだ」「～て」 「～によりて」	「～について」	通常の表 記と異なる 箇所が多 い
⑦	男	在地の 地頭一族	後期		四至傍示の箇 条書き	「仍後日きけい 証文状如件」	当該定型の他に 「しつしやうめい はくなり」「しし そん～におい て、たのさまた けあるへからさ る物なり」	「仍（よて）」 「～て」	「しかるうえ は」	
⑧	男	在地の 武士	後期		「一 神事仏事 の御くうし事」	「仍のちのせう ものために、 ゆつりしやう 如件」	当該定型の他に 「かミくたんの事 とん、…おや・ おほちのめいを そんく物にて、 ふけふの人たる へし。」	「仍（よて）」 「～て」 「～とも」	「しかるにより て」	通常の当 該定型の 用い方と やや異なる

3. 当該定型の接続表現と文体—まとめと課題—

辛島美絵（2023）で取り上げた当該定型の接続表現に「～を」を使用する文書6通と、本稿で取り上げた①～⑧の文書は、いずれも〈仮名主体文書〉であり、譲状に定型的に使用される語句を用いる点では同じだが、全体の文章には差異があり、文体的には2つに分けることが

可能である。

辛島美絵（2023）の6通と本稿の①～④は、当該定型の接続表現に書状で用いられる語を使用する文書であるが、文書全体としても書状の表現が強く見出され、⑤もこれに準じる。

一方、⑥～⑧は当該定型に古文書全体でも少ない接続表現を使用する文書であるが、文書全体に漢字専用文書の譲状の表現が多く見出されるという特徴がある。

この文体差が生じた要因を明確にするためには、譲状ならびに古文書全体の文章を歴史的に検討していく必要があるが、文書の書き手の身分・性別・地域等の差異が関係している可能性は高い。

前者の書き手は貴族の女性である。上位の女性貴族であれば、日常的に書状や文芸にも親しみ、譲状の表現と書状の表現をうまく織り交ぜつつ、譲状を作成することが可能だっただろう。当該定型に型どおりの接続表現ではなく、書状で使う接続表現が使用されているのも、重要な譲与文言の記載の部分に、自分の判断で語句を選ぶ文章力があったからだと解釈できる。

一方、後者の書き手は地方在住の武士たちであり、都の貴族の文芸とは縁遠い層である。その文章に漢字専用文書の譲状の表現が多く見出されるのは、手本とすべき従来の譲状の表現に倣った結果とみるべきだろう。それにもかかわらず、重要な譲与文言を記載する当該定型の接続表現をはじめ、所々に通常とは異なる表現が使用されたのには、前者とは異なる理由があると思われる。前者のように書き慣れた表現を意図的に使用したのではなく、結果として一般的ではない表現となったのではないかと推察する。

以上、〈仮名主体文書〉の譲状の文章について検討を行い、

- (1) 同じ種類（用途）の〈仮名主体文書〉であっても、文体的な差異があること。
 - (2) 譲状においては〈仮名主体文書〉の文体は、漢字専用文書の譲状に近い文体と、より書状的な文体とが認められること。
 - (3) この文体の相違には、書き手の身分・性別・地域の差異が関係していること。
- について述べた。また、本稿ならびに辛島美絵（2021a）（2021b）（2023）の検討を通して、
- (4) 古文書様式上の定型的部分（古文書として同じ内容を表現すべき部分）において仮名文書の表現上の特色が看取されること。
 - (5) 譲状の当該定型の接続表現は、仮名文書の全体の文章の特色と関係していること。
- を示した。

今後は、上記のような文体がどのような過程で成立したのかについて、検討を進めていく。

【注】

- 注1 本稿でいう仮名文書とは、仮名が使用されている古文書のことである。仮名文書の定義については『日本語学研究事典』の「仮名文書」の項を参照。仮名文書を日本語史資料として研究することの意義、鎌倉時代の仮名文書に着目する理由等については辛島美絵（2003）（2010）他参照。
- 注2 譲状は、譲与文言を記載することが要件であるが、その記載には、譲与対象物の由緒（自分が正当に所有したものである等）を記したあと、接続詞や接続助詞等を使用して、譲与文言に繋ぐという定型的な文章の型がある。用例一覧は辛島美絵（2019）（2020a）（2020b）（2021b）参照。
- 注3 譲与対象物の由緒（自分が正当に所有したものである等）を示す部分と、譲与文言の部分繋ぐ接続詞・接続助詞等を本稿では「当該定型の接続表現」と称す。品詞としての接続詞・接続助詞以外にも同用法で使用される名詞や副詞、連語などを含むが、これらも合わせて「接続詞」「接続助詞」と記す。
- 注4 仮名文書は仮名の多寡によって〈仮名主体文書〉〈仮名半分文書〉〈漢字主体文書〉に分類して調査した。分類方法については辛島美絵（2021a）参照。
- 注5 本稿でいう「前半期」「後半期」とは、辛島美絵（2021b）（2023）で鎌倉時代の文書を作成年代で二分して整理した際の分類である。「前半期」は1185年から1259年までの75年間、「後半期」は1260年から1334年までの75年間を指す。
- 注6 接続助詞の用法は「～を」のように語の前に「～」を付し、接続詞の用法は「～」を付さずに示す。
- 注7 原本の写真ではなく影写本に拠った文書については、本文中にその旨を記す。各用例の末尾の〈 〉内には、『鎌倉遺文 古文書編』の日付、文書名、文書群名、号数を挙げた。
- 注8 写真は『早稲田大学蔵資料影印叢書 国書篇 第15巻 古文書集2』210頁と「早稲田大学図書館古典籍総合データベース」に公開されている。
- 注9 『日本荘園大辞典』の「そのいけの荘」の項には「大和国の荘園。比定地未詳。弘安五年（一二八二）某譲状に見え石清水八幡宮権別当法印良清に譲った。」とある。
- 注10 『鎌倉遺文 古文書編』所収の漢字専用文書では、接続詞「雖」の用例は非常に多いが、接続助詞「ども」の表記例は見いだせなかった。接続助詞「ども」を「共」と表記する例はあるが、いずれも仮名文書のものである。
- 注11 『鎌倉遺文 古文書編』所収の仮名文書の書状では、3割程度の文書で接続助詞「ども」が使用されているが、仮名文書の下達文書、上申文書、証文（譲状を含む）、神仏に奉る文書では各々1割か1割以下である。書状は1通が長いものもあり、1文書中に多数の「ども」が使用されることも多いため、使用頻度も書状が最も高い。「ども」の全用例の8割以上は書状の例である。
- 注12 『早稲田大学蔵荻野研究室収集文書 上巻』321～322頁所載の本文書の翻刻の注記には「鎌倉時代仮名書の麗筆である」とある。
- 注13 『鎌倉遺文 古文書編』所収の古文書で「候」を用いる文書は全体の4分の1程度で、書状に多い。『漢字キーワード事典』の「候文」の項（辛島美絵執筆）も参照。
- 注14 辛島美絵（2015）参照。
- 注15 東京大学史料編纂所蔵の写真帳（【原蔵者】京都大学文学部、現在は京都大学総合博物館蔵）による。なお「祇園社文書」は文書名を「尼しやう寄進状」とする。
- 注16 「萱禅尼（萱殿）」は、「覚昭」（土御門太政大臣定実女）あるいは「覚明」（山階左大臣実雄女）とされている。『増補八坂神社文書 下巻1』（1498号の注）や『日本荘園大辞典』（「金心寺荘」の項）は「覚昭」とし、『日本歴史地名大系 第29巻 兵庫県の地名』（「金心寺庄」の項）では「覚明か」とする。
- 注17 杉山巖（2006）参照。なお、辛島美絵（2023）で取り上げた当該定型の接続表現に「～を」を使用する文書の用例①の差出人である尼生仏は藤原実忠の姉妹にあたり、同じく用例⑥の差出人である権大納言典侍局は藤原実忠の孫の娘にあたる。
- 注18 『鎌倉遺文 古文書編』所収の仮名文書には接続助詞の用法の「ほどに」（表記は「ほとに」「ホトニ」「程に」

- 「程ニ」「程」が300例以上見られるが、そのうちの8割は書状における用例である。漢字専用文書では「程」はほとんどが時間や空間、事物の程度を表す名詞として用いられており、接続助詞の用法は非常に少ない(10例以下)。なお、変体漢文の形式名詞「ほど(に)」については平安時代を中心に鈴木恵(1995)他の研究があり、意味変化については吉田永弘(2019)他の研究がある。波線の「ほどに」は原因理由の意味として吉田永弘(2019)34頁用例43に引用がある。
- 注19 「こそ」の係り結びの例も、仮名文書の書状で主に見られる。
- 注20 書止めの「あなかしく」については辛島美絵(2003)第1章第2節参照。
- 注21 当時の譲状は宛所を記載しないのが一般的である。佐藤信一(2003)251頁他参照。
- 注22 本文書の写真は『日本書蹟大鑑 第6巻』53頁に掲載されている。
- 注23 肥後和男(1937)、永島福太郎(1970)他参照。「れんしむ房」については『日本書蹟大鑑 第6巻』226頁では、「蓮心房(従五位下、藤原定基の法名)」とするが、肥後和男(1937)で紹介された「雑掌事書案」(暦応3(1340)年7月3日、保井芳太郎氏蔵)に「大和高殿庄相伝次第 室町院 新大納言局 蓮身 辨譽」とある「蓮身」と見られる。肥後和男(1937)は「蓮身」について「(高殿庄の領有権が新大納言局から)さらに蓮身・辨譽と相伝したことであるが、これらの人物はいかなるものであるか全くこれを知ることが出来ない。とにかく新大納言局に由縁あるものであろう。」とする。
- 注24 用例の全数調査は未実施だが、『鎌倉遺文 古文書編』CD-ROM版を用いてざっと調査した限りでは、接続助詞「が」は200例以上見られる。漢字書きされないため漢字専用文書には用例が確認できず、すべて仮名文書の例である。仮名文書では仮名の多寡によらず用いられるが、書状が全体の8割以上を占める。
- 注25 東大寺図書館所蔵唯識論第五卷問答抄(宗性筆)の裏文書には承元3年2月6日付で同内容の譲状案が2通(8紙裏と21紙裏)ある。『鎌倉遺文 古文書編』1776号の文書名は「某譲状」とあるが、典拠は21紙裏の案文と見られるので、これを⑧に翻刻した。8紙裏の案文は『静岡県史 資料編5 中世1』558号に翻刻が掲載されている。両案文は、仮名字母の相違や「ほんけん」を「ほんくゑん」とする等の表記の相違はあるが同じ文章である。宗性自筆聖教并抄録本の質侶荘関係文書は石上英一(1997)697頁の表1に整理されている。
- 注26 『日本歴史地名大系 第22巻 静岡県の地名』の「質侶庄」の項に、尼蓮生を永範の嫡女、隆兼を蓮生の娘の子とするのに拠る。石上英一(1997)第4編第2章では、尼蓮生を永範の妻、隆兼を永範の嫡女の夫とする。
- 注27 『鎌倉遺文 古文書編』では、文頭の「夫」「其」の用例は多いものの、読みを「それを」と確定できる例は見出しがたい。「夫」は接続詞「それ」、「其」は体言が後続して「その」と読む例がほとんどである。仮名文書には文頭の「それを」「ソレヲ」「其ヲ」「其を」が20例あまりあるが、ほとんどは前文の事物を指示した代名詞「それ」に格助詞「を」を付した用例であり、接続詞の用法とも解釈可能な用例は5例ほどである。本文書については、譲与文言記載の当該定型の型をとっていること、「ゆつりわす」の対象として「くたんのところを」が明記されていること、の2点から「それを」を接続詞の用法とした。
- 注28 「さて」は鎌倉時代の古文書では仮名文書に用例が偏るが、多くは副詞の用法であり、接続詞の用法は100例あまりである。その8割は書状に見え、仮名の多い文書に多い。
- 注29 本文書には江戸時代の模写本があり、東大史料編纂所にその影写本がある(「禰寝文書」四、水戸黄門評覧文集(乾))。『鎌倉遺文 古文書編』の本文はこの模写本より原本の欠字部分が補われているようである。鹿児島大学図書館所蔵市来文書については五味克夫(1977)参照。
- 注30 建部清政と所領の詳細については五味克夫(1977)参照。
- 注31 類似する表現として「子孫中聊於成違乱煩之輩者、死骸敵対・父子敵対、可為不孝之仁、即可申行重科」(元徳3(1331)年3月5日 熊谷直勝譲状 熊谷家文書 31376号)他がある。
- 注32 譲状には「みろく丸ちきやうすへきところ也」(正中3(1326)年9月8日 西雲譲状 薩摩三角利貞文書 29487号)ほか、「ちきやうすへきものなり」「ちきやうすへきなり」「可知行也」等の文言は多く使用さ

れる。

- 注33 本文書の宛先である建部清光の建武元（1334）年10月25日の譲状に「さんまいてん三段半」（『南北朝遺文 九州編』1巻45頁149号、五味克夫（1977）70頁）とある。
- 注34 注33と同じ建部清光譲状に「ちくこの國」とある。
- 注35 譲状には、譲渡の理由を示すために「によりて」「にて」を使用する例が多い。辛島美絵（2015）（2016）参照。
- 注36 『影写本 山中文書』1冊18丁「心光譲状」
- 注37 石田晴男（2021）によると惣領の山中氏俊の姉妹の夫で、柏木郷宇田の橘氏。『水口町志 上巻』本篇第2章第2節、村田修三（1972）、湯澤典子（1981）、福島金治（1999）他も参照。
- 注38 『鎌倉遺文 古文書編』では全体で30通あまりの文書に用例（「然上者」「而上者」等）があるが、漢字専用文書が7割で、〈漢字主体文書〉と合わせると9割を占める。〈仮名主体文書〉では3通に用例が見えるが、平仮名書きの文書は本文書のみである（残りは片仮名書きの文書）。また、書状で使用された例はなく、上申文書の申状、神仏に奉る文書の寄進状にやや多いが、下達文書や証書類にも用例がある。
- 注39 辛島美絵（2021a）参照
- 注40 譲状では、譲与対象の明示が要件であるため、譲与対象が下地の場合は具体的に四至を明示することが必要である（佐藤信一（2003）252頁参照）。用例⑦のような四至記載の形式は〈仮名主体文書〉にも見られるが、漢字専用文書や〈漢字主体文書〉で使用される方が多い。
- 注41 辛島美絵（2003）第3章第1節参照。
- 注42 『群馬県史 資料編5 中世1』147頁に写真が掲載されている。また『群馬県史 資料編6 中世2』284頁では本文書の「前欠」部として、東洋文庫所蔵『世良田永（長カ）楽寺争訟ノ記』所収文書によって「の御むさくたるといふとも、とのあと、そのあつかひあるへからす」という文が補われている。
- 注43 峰岸純夫（1973）、同（1990）他参照。
- 注44 漢字表記で確実に「しかるによりて」と読むべき例は特定できなかった。仮名表記例は〈仮名主体文書〉に2例あったが、接続詞として使用された例は、売券の「右件田、元者しんとんのうちの母せんそさうてのりやうなり。しかるによて、あたようあるに、米参石伍斗、限永代かちをのしやうせんの御房二、うりわたしまいらせ候ところ也」〈嘉元元（1303）年12月11日 しんとんの氏母田地売券 撰津勝尾寺文書 21702号 原本の写真による〉の1例である。これは譲状であれば当該定型の接続表現に相当する部分である。
- 注45 「～とも」は『鎌倉遺文 古文書編』所収の仮名文書では全体の1割ほどの文書で用いられており、〈仮名主体文書〉から〈漢字主体文書〉まで、仮名の多寡にかかわらず用例が見え、下達文書、上申文書、書状などさまざまな文書で用いられる。漢字専用文書では表記例がほとんどない。
- 注46 注42参照。

【参考文献】

（論文・著書）

- 石上英一（1997）『古代荘園史料の基礎的研究 下』塙書房
- 石田晴男（2021）『中世山中氏と甲賀郡中惣』同成社
- 辛島美絵（2003）『仮名文書の国語学的研究』清文堂出版
- 辛島美絵（2010）『古代の〈けしき〉の研究—古文書の資料性と語の用法—』清文堂出版
- 辛島美絵（2015）「仮名文書の資料性—理由を表す「によりて」節の表現から—」『九州産業大学国際文化学部紀要』61
- 辛島美絵（2016）「漢字専用文書と仮名文書—漢字専用文書の理由を表す「によりて」節について—」『九州産

業大学国際文化学部紀要』63

辛島美絵（2019）「仮名文書の文体—譲与文言における接続形式の分類—」『九州産業大学国際文化学部紀要』73・74

辛島美絵（2020a）「仮名文書の文体—譲与文言における接続形式の分類（2）—」『九州産業大学国際文化学部紀要』75

辛島美絵（2020b）「仮名文書の文体—譲与文言における接続形式の分類（3）—」『九州産業大学国際文化学部紀要』76

辛島美絵（2021a）「仮名文書の資料性—譲状の定型的表现から—」『語文研究』130・131

辛島美絵（2021b）「仮名文書の文体—譲与文言における接続形式の分類（4）—」『九州産業大学国際文化学部紀要』78

辛島美絵（2023）「仮名文書の資料性—譲状の定型的表现にみる接続表現—」『九州産業大学国際文化学部紀要』81

五味克夫（1977）「大隅国禰寝郡司庶家角氏について—鹿児島大学図書館所蔵市来文書の再考察」『文学科論集：鹿児島大学法文学部紀要』13

佐藤信一（2003）『新版古文書学入門』新装版 法政大学出版局

杉山巖（2006）「名田荘の伝領と関係文書群の形成—付. 名田荘関係文書目録（稿）」『東京大学日本史学研究室紀要』10

鈴木恵（1995）「和化漢文における時の形式名詞について」『鎌倉時代語研究18』武蔵野書院

肥後和男（1937）「大和高殿庄」『経済史研究』17巻5号

福島金治（1999）「近江国柏木御厨と金沢北条氏・山中氏」鎌倉遺文研究会編『鎌倉時代の政治と経済』東京堂出版

永島福太郎（1970）「大和高殿庄の消長」榎原考古学研究所編『日本古文化論攷』吉川弘文館

村田修三（1972）「用水支配と小領主連合」『奈良女子大学文学部研究年報』16

峰岸純夫（1973）「東国武士の基盤—上野国新田荘—」稲垣泰彦編『荘園の世界』東京大学出版会

峰岸純夫（1990）「新田荘」網野善彦他編『日本荘園史講座5』吉川弘文館

湯澤典子（1981）「中世後期在地領主層の一動向—甲賀郡山中氏について—」『歴史学研究』10

吉田永弘（2019）『転換する日本語文法』和泉書院

（資料集・データベース・事典等）

『鎌倉遺文 古文書編』竹内理三編 東京堂出版 1～42巻 1971～1991年 補遺1～4巻 1994～1995年

『CD-ROM版 鎌倉遺文』竹内理三・東京大学史料編纂所編 東京堂出版 2008年

『漢字キーワード事典』前田富祺・阿辻哲次編 朝倉書店 2009年

『群馬県史 資料編5 中世1』群馬県史編さん委員会編 1978年

『群馬県史 資料編6 中世2』群馬県史編さん委員会編 1984年

『静岡県史 資料編5 中世1』静岡県編 1989年

『増補八坂神社文書 下巻1』八坂神社社務所編 臨川書店 復刻版第2刷 1998年

『南北朝遺文 九州編』第1巻 瀬野精一郎編 東京堂出版 1980年

『日本書蹟大鑑 第6巻』小松茂美編 講談社 1979年

『日本荘園大辞典』阿部猛・佐藤和彦編 東京堂出版 1997年

『日本語学研究事典』飛田良文他編 明治書院 2007年

『日本歴史地名大系 第22巻 静岡県の地名』平凡社 2000年

『日本歴史地名大系 第29巻 兵庫県の地名』平凡社 1999年

『水口町志 上巻』水口町志編纂委員会編 1959年

『早稲田大学蔵資料影印叢書 国書篇 第15巻 古文書集 2』瀬野精一郎編 早稲田大学出版部 1986年

『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書 上巻』早稲田大学図書館編 吉川弘文館 1978年

「早稲田大学図書館古典籍総合データベース」https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/ga_jhistory/index.html

【付記】 本研究はJSPS科研費JP22K00581の助成を受けたものです。古文書原本・写本の写真の閲覧・収集にご高配を賜った古文書の所蔵者と東京大学史料編纂所に厚くお礼申し上げます。

